

第10回入善町農業委員会議事録

令和6年5月8日午後4時00分から第10回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	7番 西 川 信 一	8番 竹 田 隆 浩
9番 嶋 先 良 昭	10番 安 藤 清 雅	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 1名

11番 小 林 真 一 郎

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和 佳 菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第36号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第6	議案第38号 令和5年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価（案）の決定について

議長（米山 義隆）

農作業等で多忙の中、天気の変わり目ということで、体調の崩しやすい時期ですが、皆さんにお集まりいただきありがとうございます。

田んぼの様子を見ていますと、緑になってきたなと思っております。去年は暑さがひどかったですが、今年はエルニーニョ現象がないというふう聞いておりますので、今年も天候に注視していく必要があるかと思っております。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（米山 義隆）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。2番廣清委員と3番寺田委員に決定いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第3、議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町下山〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は16㎡です。申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、大阪府大阪市〇〇の〇〇さん、譲受人は、愛知県名古屋市〇〇の〇〇さんです。この申請地は、譲渡人所有の空き家、入善町下山〇〇に隣接しており、譲渡人と譲受人の間でこの空き家の売買を行うにあたり、隣接するこの農地も空き家とともに、譲受人に所有権移転するため、今回の申請に至りました。また、所有権移転後に譲受人はこの空き家に居住予定となっております。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できること見込まれること
- ・農作業日数は年間180日を予定しており、必要な農作業に従事すること見込まれること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、坪野委員にいただいております。

以上です、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

坪野委員

本件については、空き家に隣接している農地の購入で、空き家に居住予定と聞いており、内容的に問題はなく確認印を押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

譲渡人は、ほかに農地はもっておられますか。

坪野委員

ほかにも農地を所有していて、〇〇さんが耕作しています。

議長（米山 義隆）

〇〇さんは愛知から引っ越してこられますか。

坪野委員

そうです。3月に売買することが決まって、何回か荷物を運んでいるようですが、直接話したことはないです。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第36号農用地利用集積計画の決定について及び議案第37号農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第36号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。

今回は、農地中間管理事業に関する申請もありますので、次の議案第37号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農用地利用集積等促進計画により、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定されるという流れとなっております。また、農地中間管理機構が受け手農家に貸し付けることを目的として取得する権利をまとめて農地中間管理権といいます。

また、農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、この農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとなっております。今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

地区別についてはご覧の通りです。合計のみ読み上げます。

新規は、7件、21筆、44,620㎡

再設定は、33件、91筆、183,318㎡

合わせて40件、112筆、227,938㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。どなたからでも発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

〇〇さんが変更になっていて、(株)〇〇に入っているけど、〇〇さんの面積が減った分は確保されているのか。

事務局

〇〇さんは法人化をされまして、(株)〇〇の代表取締役になられたので、名分的には変わっていますが、耕作してらっしゃる方は〇〇さんで、今までもこれからも変わらないという形になります。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。
議案第36号農用地利用集積計画の決定について、及び議案第37号農用地利用集積等促進計画に意見を付す件について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長（米山 義隆）

はい全員挙手により本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に議案第38号、令和5年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価（案）の決定について、議題といたします。事務局より説明お願いいたします。

事務局

議案第38号、令和5年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価（案）の決定について、意見を求めます。

こちらにつきましては、国の通知により、5月末までに前年度の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに県知事に報告することになっております。

それでは、令和5年度の農業委員会の最適化活動の点検・評価について、ご審議いただきたいと思っております。農業委員会の現在の状況については、前回の目標と同じのため、次のページの実施状況からご説明します。議案書のA3サイズのものをご覧ください。

まずは、1最適化活動の成果目標のうち、(1)農地の集積についてです。

令和4年度末の集積率は87%で、令和5年度の目標を87.3%と設定しておりました。その目標に対して、令和5年度の達成状況は88.1%であります。

農地面積3,820haに対して、集積面積は3,367.1haと、期待以上の成果が得られました。

集積・集約化についての委員さんからのご意見・感想では、

〇集落営農組織がある地区は、個人農家と農業法人で話が進められており集約率が高い。それ以外は、集積率が高いが集約化が進んでいないという地区もあった。集約化を進めるうえで、年に1度は地区会

合又は合同の会合を開催したい。

○集積・集約については、直接担い手に話が届くため、農業委員として間に入るといったケースがなかった。今後は地元の方との対話を増やし、意見を聞き、さらなる集積・集約化に繋げたい。

○多くの方と会話することで集積・集約について意識づけを図ることができた。

などのご意見がありました。

続きまして（２）遊休農地の解消等についてです。

令和５年度の解消目標は０．０６ha。ダイナム横の３筆０．３haを令和３年から５ヵ年で解消する目標でした。新規で０．２haの遊休農地が判明しましたが、令和５年度は３筆のうち残りの１筆、０．１haは解消されました。

皆さまからは、遊休農地防止についてのご意見が一番多く、

○買い物などの毎日の生活の中で、圃場や現地を確認するのが日常になった。

○農業経営者として農地を見回ってきたが、農業委員として今までと違う角度から見回り・見守りを行った。遊休農地はなかったが、水漏れなどの発見につながった。

○担当地域を回るなど、できることはしたつもり。

○営農組織・大きな農家さんではほぼ集積され、遊休農地はなかった

○今後も遊休農地ゼロを目指して、粘り強く指導や監視パトロールを行い、新たな遊休農地の発生を防止する

というご意見がございました。

次に、（３）新規参入の促進についてです。

令和５年度については、新規参入者はいませんでした。今後も、関係機関からの情報収集、また、就農意欲のある方に対して、支援活動を進めていくことも必要です。

続きまして、２ 最適化活動の活動目標についてです。

最適化活動を行う農業委員の人数は１８名です。

（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、目標である、月あたりの活動日数１０日に対して、令和５年度の実績活動日数の平均は、月あたり４．８日となっております。

また、（２）活動強化月間は、４月から６月までの３か月間を設定し、春の耕作管理作業が行われる時期に、遊休農地が発生しないように町内全域の農地を、重点的にパトロールをしていただいているものです。

（３）新規参入相談会への参加はございませんでした。

最後に、表の３ 点検・評価結果についてです。

こちらにつきましては、農林水産省経営局農地政策課長通知の標語適用方法により、項目ごとの達成の状況から当てはまる標語を記載するものです。

今回は、目標に対して期待を上回る結果が得られたに該当いたしました。

以上が、令和５年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価（案）です。よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは質疑応答に入りたいと思います。どなたからでもどうぞ。ご発言お願いいたします。

議長（米山 義隆）

前回は説明があったかと思いますが、目標活動日数が10日間と設定されていますが、なかなか半分もいかないところが厳しいですね。

安藤委員

私は毎月10枚提出しているのですが、どれが対象になるのかわからない。それが分かるように説明してもらえれば。

事務局

そうしましたら、次回改めて説明いたしましょうか。最適化活動について、最初の研修資料に書いてあったかと思いますが、大分時間も経過しているので。農業委員会の権限事項、例えば研修会やこういう農業委員会総会への出席とか、事前相談現地確認等については法令による農業委員の仕事になっているので該当にならないんですね。この最適化活動と言われるものは、農地の集約集積に関するものや、遊休農地の発生防止解消、新規参入の活動この中でかなり具体的にいろいろ細かく分かれています。

議長（米山 義隆）

推進委員がやる仕事と農業委員がやる仕事は違うんですね。私もなるべく10日間書くようにはしていますが。大変だと思いますが、県のほうの会議でも課題にあがりますので、ある程度、書き方について、勉強会できたらと思います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、それでは、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第38号、令和5年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価（案）の決定、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員の挙手あり）

はい、ありがとうございます。全員挙手により本案を原案通り決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

無いようですので、次回の総会は令和6年6月6日木曜日、午後1時30分で、場所は先ほど説明のあったとおり、新庁舎になります。それでは事務局から配布物等の確認についてお願いします。

事務局

別紙で、令和7年度農林関係税制改正に関する要望案があります。

こちらにつきましては、令和7年度の農林関係税制に関する各農業委員会の要望を取りまとめ、富山県の農業会議に提出し、最終的に全国の農業会議で取りまとめたものを10月頃に国へ要望として提出する流れになります。

富山県農業会議から令和7年度の税制改正に向けてという通知の中に、農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例、また農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の特例が令和6年度末に適用期限を迎えることから、県として積極的な対応を講じていきたいとありましたので、今回の入善町農業委員会としての改正要望にも掲載いたしました。なお準備金制度については毎年昨年に引き続き同じ要望になっております。

不動産取得税の特例措置につきまして、これは令和3年度の税制改正により2ヶ年の適用期限が定められているものです。

令和4年度については売買実績がなかったのですが、令和5年度に4件の利用者がありました。利用された方の傾向として、農地の耕作者の方が、購入依頼されるケースが多く、このようなケースは今後継続する可能性があるため、この制度の継続を要望いたしました。

また、昨年10月1日より開始されたインボイス制度につきましては、令和11年9月までは段階的に仕入れ税額控除が可能という経過措置が設けられているところですが、こちらにつきましては前年、その前の総会でいただいたご意見を受けて、もう制度は始まっていますが、インボイス制度における農事組合法人への負担軽減措置の要望を引き続き出したらどうかということで記載しております。この二つについて、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございます。

何かご意見等ありましたら、お願いいたします。なければこの2件について、要望として提出したいと思います。

議長（米山 義隆）

これもちまして、第10回入善町農業委員会を閉会したいと思います。

（閉会 午後4時40分）